

## 新潟市人権教育・啓発推進計画の改訂について（概要）

## 1 現行計画の概要と改訂

## (1) 現行計画の概要

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）に規定する地方公共団体の責務を踏まえた、本市が人権教育・啓発の総合的な推進を図るための全体像を示すもの。
- 新潟市の基本構想・基本計画である「にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）」が目指す、市民の人権と安全が確保され安心して暮らす未来都市像の理念実現のため、基本的考え方等を示すもの。
- 平成20年3月策定 → 平成27年3月改訂 → 令和2年3月改訂予定
- <構成> 策定の趣旨と位置づけ、基本的な視点、人権教育・啓発の推進、分野別人権施策の推進（女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国籍市民等、HIV感染者・ハンセン病患者等、新潟水俣病、インターネットによる人権侵害、さまざまな人権問題）等

## (2) 人権を取り巻く見直しの背景

- 人権に関する法整備 ※現行計画の改訂（平成27年3月）以降
  - ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）  
平成27年10月28日施行
  - ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）  
平成28年4月1日施行
  - ・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法） 平成28年6月3日施行
  - ・ 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）  
平成28年12月16日施行
- 市民の関心が高まっている新たな人権課題、解決が急がれる人権課題
  - ・ 性的指向や性自認に対する偏見や差別
  - ・ 北朝鮮当局による拉致被害者の長期拘束とその家族の高齢化

## (3) 計画改訂の方向性

人権課題に関する法整備や市民の関心が高まっている新たな人権課題など、前回改訂以降の社会情勢の変化、平成30年度実施の人権に関する市民意識調査結果等を踏まえ、全面的に見直す。

## 2 計画改訂の主なポイント

### (1) 人権に関する法整備を踏まえた反映

- 障害者差別解消法，部落差別解消推進法，ヘイトスピーチ解消法など，人権に関する様々な法が整備された状況を踏まえ，新潟市の施策に反映する。
  - ・ 女性活躍推進法 平成27年10月28日施行  
→ 推進計画の策定，職業指導等の措置，啓発活動《計画改訂案第5章1》
  - ・ 障害者差別解消法 平成28年4月1日施行  
→ 障害を理由とする差別の解消《計画改訂案第5章4》  
\* 差別（不当な差別的取扱い・合理的配慮の不提供）の禁止
  - ・ ヘイトスピーチ解消法 平成28年6月3日施行  
→ 人権教育・啓発の推進《計画改訂案第5章6》
  - ・ 部落差別解消推進法 平成28年12月16日施行  
→ 人権救済のための相談制度の充実等，人権教育・啓発の推進《計画改訂案第4章2，第5章5》

### (2) 市民の関心が高まっている新たな人権課題，解決が急がれる人権課題への対応

- 「第4章 分野別人権施策の推進」において，「さまざまな人権問題」の一部である「性的マイノリティ」，「日本人拉致問題」を分野別項目に繰り上げる。
  - ・ 「性的マイノリティ」  
→ 多様な性についての理解を促進し，差別や偏見の解消に向けた人権教育・啓発を推進《計画改訂案第5章11》
  - ・ 「日本人拉致問題」を「北朝鮮当局による拉致被害者」に改称  
→ 問題解決のための政府の外交交渉を支える市民世論の啓発と被害者が帰国した際の支援，あわせて，韓国・朝鮮籍市民の差別・排斥防止の啓発《計画改訂案第5章9》

### (3) 平成30年度実施の人権に関する市民意識調査の結果の反映

- 本市における人権課題を整理し，施策の方向性を示す。  
《計画改訂案第5章》

### (4) 論理展開に即した構成の再編

- 「考え方」，「基本方針」など計画の屋台骨となる章の追加
- 「第4章 分野別人権施策の推進」における中見出し表記による文章構成の明確化
- レイアウトの工夫など

3 計画改訂案の構成

《 第1章・第2章——考え方理念・現状認識 》 この計画はどんなもの？ そしてゴールは？ 計画策定から改訂の背景は？

**第1章 基本的な考え方**

- 1 人権の基本的考え方
- 2 計画の位置付け  
新潟市人権教育・啓発推進計画の体系
- 3 計画期間及び改訂
- 4 計画の目的

**第2章 策定にあたって**

- 1 策定の背景  
(1)世界の動き (2)国内の動き
- 2 新潟市の現状と課題  
(1)これまでの取組 (2)市民意識調査からみる市民の人権に関わる意識 (3)今後の課題

《 第3章～第5章——方針・施策の方向・施策の推進 》 段階的、かつ具体的に論理を発展

<p><b>第3章 人権教育・啓発の推進に関する基本方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本的あり方 (1)学校、地域、家庭、職域等の連携と多様な機会の提供 (2)発達段階を踏まえた効果的な手法 (3)市民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保</li> <li>2 基本的な視点 (1)「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ (2)リーガル・リテラシー（法を理解し使いこなす力）を重視する (3)人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける (4)人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する</li> </ol>	<p><b>第4章 人権施策の方向</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様々な場・機会における人権教育・啓発の推進等 (1)市職員に対する人権教育・研修 (2)地域社会における人権教育・啓発の推進 (3)学校における人権教育の推進 (4)生涯学習における人権教育・啓発の支援 (5)民間団体における人権教育・啓発の支援 (6)企業における人権教育・啓発の支援</li> <li>2 相談制度の充実 (1)相談担当者のスキルアップと相談窓口の周知 (2)関係機関などとのネットワーク化 (3)救済制度の検討</li> </ol>	<p><b>第5章 分野別人権施策の推進</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 女性</li> <li>2 子ども</li> <li>3 高齢者</li> <li>4 障がい者</li> <li>5 同和問題</li> <li>6 外国籍市民等</li> <li>7 HIV感染者・ハンセン病患者等</li> <li>8 新潟水俣病被害者</li> <li>9 北朝鮮当局による拉致被害者</li> <li>10 インターネットによる人権侵害</li> <li>11 LGBT等性的少数者</li> <li>12 さまざまな人権問題</li> </ol>
--	--	---

《 第6章——計画推進の体制やフォローアップ等 》 総括

**第6章 総合的かつ効果的な計画推進に向けて**

- 1 庁内推進体制の充実
- 2 関係機関や民間団体等との連携・協働
- 3 計画の評価

主な用語の解説  
改訂までの経過

4 「新潟市人権教育・啓発推進委計画」構成(目次)の新旧対照表

現行(旧) 平成27年3月改訂	改訂案(新) 令和2年3月改訂予定
はじめに	はじめに
第1章 策定にあたって 1 策定の背景 (1)世界の動き (2)国内の動き 2 新潟市の現状と課題 (1)これまでの取組 (2)市民意識調査からみる市民の人権に関わる意識 (3)今後の課題 3 策定の趣旨と位置づけ	第1章 基本的な考え方 1 人権の基本的考え方 2 計画の位置付け 新潟市人権教育・啓発推進計画の体系 3 計画期間及び改訂 4 計画の目的
第2章 計画の目的と基本的な視点 1 「人権教育・啓発」の定義  2 計画の目的 3 基本的な視点 (1)「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ (2)リーガル・リテラシー(法を理解し使いこなす力)を重視する (3)人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける (4)人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する	第2章 策定にあたって 1 策定の背景 (1)世界の動き (2)国内の動き 2 新潟市の現状と課題 (1)これまでの取組 (2)市民意識調査からみる市民の人権に関わる意識 (3)今後の課題
第3章 人権を尊重する新潟市に向けて 1 人権教育・啓発の推進 (1)市職員に対する人権教育・研修 (2)地域社会における人権教育・啓発の推進 (3)学校における人権教育の推進 (4)生涯学習における人権教育・啓発の支援 (5)民間団体における人権教育・啓発の支援 (6)企業における人権教育・啓発の支援 2 相談制度の充実 (1)相談担当者のスキルアップと相談窓口の周知  (2)関係機関などとのネットワーク化 (3)救済制度の検討	第3章 人権教育・啓発の推進に関する基本方針 1 基本的あり方 (1)学校、地域、家庭、職域等の連携・協働と多様な機会の提供 (2)発達段階を踏まえた効果的な手法 (3)市民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保  2 基本的な視点 (1)「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ (2)リーガル・リテラシー(法を理解し使いこなす力)を重視する (3)人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける (4)人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する
第4章 分野別人権施策の推進 1 女性 2 子ども 3 高齢者 4 障がい者 5 同和問題 6 外国籍市民等 7 HIV感染者・ハンセン病患者等 8 新潟水俣病被害者  9 インターネットによる人権侵害  10 さまざまな人権問題	第4章 人権施策の方向 1 様々な場・機会における人権教育・啓発の推進等 (1)市職員に対する人権教育・研修 (2)地域社会における人権教育・啓発の推進 (3)学校における人権教育の推進 (4)生涯学習における人権教育・啓発の支援 (5)民間団体における人権教育・啓発の支援 (6)企業における人権教育・啓発の支援 2 人権救済のための相談制度の充実等 (1)相談窓口の周知 (2)各種相談に対応できる相談体制の充実 (3)関係機関等との連携 (4)救済制度の検討
第5章 総合的かつ効果的な計画推進に向けて 1 庁内推進体制の充実 2 関係機関や民間団体等との連携・協働 3 計画の評価と見直し	第5章 分野別人権施策の推進 1 女性 2 子ども 3 高齢者 4 障がい者 5 同和問題 6 外国籍市民等 7 HIV感染者・ハンセン病患者等 8 新潟水俣病被害者 9 北朝鮮当局による拉致被害者 10 インターネットによる人権侵害 11 性的マイノリティ 12 さまざまな人権問題
主な用語の解説	第6章 総合的かつ効果的な計画推進に向けて 1 庁内推進体制の充実 2 関係機関や民間団体等との連携・協働 3 計画の評価
巻末資料 新潟市人権教育・啓発推進計画の体系 改訂までの経過	主な用語の解説 巻末資料 改訂までの経過

説明

赤字下線は「新規」又は「修正」  
青字は「移動」  
現計画第1章3のうち「策定の趣旨」の文言を「改訂の趣旨」の文言に改め明記  
章を新設  
項目を新設  
文言を分割修正し項目を新設  
イメージを移動し項目に組み入れる  
現計画第5章3のうち一部文言を移動し項目を新設  
項目を移動し文言を修正  
章の繰り下げ

文言を分割修正し新設の第1章2の項目へ移動  
章の名称を項目の記載内容に沿って改める  
項目を新設

項目を移動し文言を修正  
項目の繰り下げ

章の名称を項目の記載内容に沿って改める  
項目の名称を記載内容に沿って改める

項目の名称を記載内容に沿って改める  
記載内容の再整理  
記載内容の再整理  
記載内容の再整理

章の繰り下げ

「さまざまな人権課題」から分野別項目に繰り上げ、名称及び文言を改める  
項目番号の繰り下げ  
「さまざまな人権課題」から分野別項目に繰り上げ、文言を改める  
項目番号の繰り下げ  
章の繰り下げ

現計画第5章3のうち一部文言を移動し項目を新設

イメージを移動し第1章2の項目に組み入れる